



平成 26 年 10 月 22 日

各 位

株式会社リアルビジョン
代表取締役社長 沼田 英也
(東証二部・コード 6786)
問合せ先 取締役管理部長 斉藤 順市
電話 (03-6277-8031)

第三者割当による自己新株予約権の処分に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 10 月 22 日開催の取締役会において、当社が平成 26 年 8 月 22 日付にて取得、保有しておりました平成 25 年 12 月 25 日発行の第 1 回新株予約権について、処分を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

① 処分期日	平成 26 年 10 月 22 日
② 新株予約権の総数	3,330 個
③ 処分価額	総額 732,600 円 (新株予約権 1 個当たり 220 円)
④ 当該処分による潜在株式数	333,000 株
⑤ 資金調達の内額	70,662,600 円 (内訳) 新株予約権の処分による調達額: 732,600 円 新株予約権の行使による調達額: 69,930,000 円
⑥ 行使価額	1 株当たり 210 円
⑦ 行使期間	平成 26 年 10 月 22 日から平成 27 年 12 月 24 日 本新株予約権の当初の行使期間 (平成 25 年 12 月 25 日から平成 27 年 12 月 24 日)
⑧ 処分方法	第三者割当の方法による河口 臣 3,330 個
⑨ その他	割当先の権利義務の処分先への継承 本新株予約権発行時に締結した当初割当先との割当契約に基づき、当初割当先の権利義務は本新株予約権の処分先に継承されます。

2. 処分の目的及び理由

(1) 本新株予約権の処分の目的及び理由

当社は、平成 14 年 3 月期以降の連続赤字を脱却し、黒字化の早期実現及びより強固な収益基盤を確立するため、平成 25 年 12 月 25 日付にて株式会社上武を連結子会社化し、株式会社ソーシステムを含めたグループ各社のシナジー効果を最大限に活用した事業展開に取り組んでまいりました。

これにより、前連結会計年度においては売上高が前年度比 154%、当期純損失は前年度比約 50%と業績は回復傾向で推移しておりますが、平成 26 年 8 月 11 日公表の「平成 27 年 3 月期 第 1 四半期決算短信」のとおり、今期連結業績予想において赤字の脱却は難しい状況にあります。また、人件費及び毎月の恒常的な経費(事務所家賃、顧問報酬、証券代行機関等への支払等)9,000 千円~12,000 千円の支出ほか、グラフィック事業における医用画像表示ソフトウェア製品に関して、業界雑誌への広告掲載や展示会出展により知名度が向上したことで、北海道から沖縄まで全国からの引き合いが増加しており、受注に対する機会損失を回避するべく、新たな営業要員の増員も必要となることから、引き続き手元流動性資金の流出は避けられない状況であります。

以上の経緯から、当社は、今後の業容拡大及び安定した事業運営を妨げないためにも、財務体質の強化を

図るための資金調達を行う必要があると判断いたしました。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、「2. 処分の目的及び理由 (1) 本新株予約権の処分の目的及び理由」のとおり、業容の拡大及び事業運営の安定化を図るべく、資金調達の方法について検討を進めてまいりました。

銀行等の融資による間接金融での資金調達は、当社は担保となる資産等を有していないこと及び当社の業績、財政状況から事実上困難であり、また有利子負債の増加は財務体質の健全上の観点から今回取り得る手段ではないものと判断いたしました。直接金融による資金調達については、公募増資は現状の株式市場、当社の業績、財政状況、株価動向、株式流動性等から判断すると現実的でなく、更に株主割当は、調達額も不確定であり、また手続きにかかる時間及びコストを考慮した場合不適であると判断いたしました。

上記検討を踏まえた結果、当社は、第三者割当による資金調達が最適な選択肢であると考え、平成26年10月16日付「新規事業の開始及び資本業務提携契約の締結並びに第三者による新株式及び新株予約権発行、株式会社DSCの株式取得に関するお知らせ」にて開示いたしました新規事業の開始及び資本業務提携に要する資金の調達と併せ、当社の財務体質強化を目的とした運転資金の調達を行うこととし、複数の割当候補先との面談を行ってまいりました。その後、新規事業の開始及び資本業務提携に要する資金については割当先が確定し、新株式及び新株予約権の発行による調達を行うこととなりましたが、財務体質の強化を目的とした運転資金の調達に関しては、割当予定先の決定には至りませんでした。

これらの経緯を踏まえ、当社は、自己新株予約権の行使価額が現在の時価と大きく乖離しないこと、自己新株予約権の処分は新たな第三者割当と比較してスピード面、コスト面の負担が少ないこと等から、現時点において保有する自己新株予約権を処分することが合理的な資金調達方法であると判断いたしました。また、処分予定先である河口臣氏との協議により、本新株予約権の権利行使について、処分個数のうち約半数は即時行使いただき、残分については当社の株価・市場動向に鑑みながら順次行使を進めていく方針にて合意したことから、今般の自己新株予約権の処分を決定いたしました。

(3) 本新株予約権の特徴

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

(1) 行使に際して出資される財産額の固定

本新株予約権1個あたりの払込金額は金21,000円(1株あたり210円)と固定されており、原則として行使総額69,930,000円は修正されません。但し、時価を下回る払込金額をもって新たに当社普通株式の発行を行う場合や、株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために必要である場合は、本新株予約権の発行要項に基づき行使価額の調整を行います。なお、当該行使価額(1株あたり210円)は、本新株予約権の処分に係る取締役会決議日の直前営業日(平成26年10月21日)における当社普通株式の終値215円に対しては2.33%のディスカウント、上記取締役会決議日の直前1ヶ月間(平成26年9月22日から平成26年10月21日)における当社普通株式の終値平均値(231.75円)に対しては9.39%のディスカウント、上記取締役会決議日の直前3ヶ月間(平成26年7月22日から平成26年10月21日)における当社普通株式の終値平均値(211.45円)に対しては0.68%のディスカウント、上記取締役会決議日の直前6ヶ月間(平成26年4月22日から平成26年10月21日)における当社普通株式の終値平均値(192.07円)に対しては9.33%のプレミアムとなっております。

(2) 取得条項

本新株予約権の処分期日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めたときは、本新株予約権者に対し、当該取得日の2週間前までに書面をもって通知を行うことにより、取得日の到来をもって当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。取得条項を付すことにより、発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権処分後においても更に有利な調達方法の検討や資本政策の策定が可能となります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
70百万円	3百万円	67百万円

(注)1. 発行諸費用の内訳は、登録免許税等登記関連費用、新株予約権公正価値算定費用、弁護士費用等です。

2. 発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
運転資金 （人件費（営業体制の強化に伴う増員を含む）、毎月の諸経費等）	67 百万円	平成 26 年 10 月～平成 27 年 12 月

4. 資金使途の合理的な考え方

「2. 処分の目的及び理由 (2) 当該資金調達の方法を選択した理由」に記載の通り、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと判断しております。

5. 処分の条件の合理性

(1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の処分価額の公正価値算定については、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町 代表取締役 能勢 元 以下、「東京フィナンシャル・アドバイザーズ」）に算定を依頼した上で決定しております。算定においては、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の処分決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び処分予定先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用いたしました。第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価 215 円（平成 26 年 10 月 21 日の終値）、権利行使価額 210 円、ボラティリティ 47.87%（平成 25 年 7 月から平成 26 年 9 月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間 14 ヶ月（平成 26 年 10 月 22 日～平成 27 年 12 月 24 日）、リスクフリーレート 0.021%（評価基準における国債レート）、配当率 0%、取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権 1 個につき 219.4 円との結果を得ております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載いたします。

i. 割当予定左記の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日（平成 27 年 12 月 24 日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価額と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断されたときに割当予定先が新株予約権を行使するとしております。

ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにもかかわらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットと言えます。よって、当社による取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因のひとつとなります。

本新株予約権の取得条項は、当社普通株式の株価が行使価額 210 円に代替資金調達コスト 120 円を加算した 330 円を超過した場合に発動するとの前提をしております。なお、取得条項を発動する場合、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条第 2 項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法 273 条第 2 項及び第 274 条第 3 項）の規定に従って、当取締役会が定める取得日の 2 週間前までに通知又は公告を行うことにより、発行価額と同額にて取得が可能としております。

iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を 1 営業日あたり 4,700 株（平成 25 年 8 月 22 日から平成 26 年 10 月 21 日までの日次売買高の中央値である 23,500 株の 20%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の 20%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の 100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の 100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である 100%のうち平均してその 10%～20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定期間において通常利用している数値でもあることから日次売買高の 20%と言う数値を採用したことは妥当であると考えております。

当社は、上記算定結果を参考に処分予定先と協議した結果、1 個あたりの処分価額を 220 円と決定いたしました。また、当社監査役全員（いずれも社外監査役）より、東京フィナンシャル・アドバイザーズにより算定された公正評価額 219.4 円に対し、処分価額は 220 円と公正評価額を上回っていることから割当予定先に特に有利な金額ではないと考えられ、有利発行には該当しない旨の意見をいただいております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模の合理性

本新株予約権が全て行使された場合、増加する当社の普通株式の数 333,000 株に係る議決権の数は 3,330 個であり、本第三者割当前の当社普通株式の発行済株式総数 6,012,700 株（総議決権数 60,123 個）

の5.54%（議決権ベースで5.54%）に相当し、これにより株式の希薄化が生じます。また、平成26年10月16日公表の新株式及び新株予約権発行から6ヶ月以内であることから、当該新株式の発行及び新株予約権の全行使分2,165,100株を合算して希薄率を計算した場合、当社普通株式の発行済株式総数6,012,700株に係る希薄率は41.55%（議決権ベースで41.55%）となります。しかしながら、「2. 処分の目的及び理由 (2) 当該資金調達の方法を選択した理由」のとおり、本新株予約権の処分は、当社の事業基盤の安定化を図るものであることから、本件資金調達による株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しております。なお、希薄化率が25%以上となることから、後述の「9. 企業行動規範上の手続き」に記載のとおり、今回の資金調達の判断については、当社の独立役員である社外監査役（稲嶺和盛）より、本第三者割当による資金調達には必要性及び相当性が認められる旨の意見を取得し参考としております。

また、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模につきまして、当社監査役全員（いずれも社外監査役）にも意見を確認しており、上記と同様の理由により本第三者割当による資金調達に必要性及び相当性が認められることから、合理的であると認められる旨の意見を得ております。

6. 処分先の選定理由等

(1) 処分先の概要

① 氏名	河口 臣	
② 住所	東京都港区	
③ 職業の内容	会社員	
④ 上場会社と当該個人との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

※なお、当社は、処分予定先について、処分予定先にヒアリングにより確認を行なうとともに、当社から第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂 代表取締役 羽田 寿次）に調査を依頼して調査を行いました。その結果、処分予定先及び処分予定先の近親者について、反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 処分先を選定した理由

当社は、当社の置かれる現状と課題を充分にご理解いただき、また、当社の事業内容や事業計画について充分にご理解いただけること及び当社の経営の独立性が確保されること等を割当予定先の選定方針として、複数の割当候補との接触を重ね、検討を行ってまいりました。その後、当社代表取締役 沼田英也の個人的な知人である河口臣氏との面談の結果、当社の置かれる現状と課題及び事業内容、今後の事業計画にご理解をいただき、本新株予約権の行使に関し、処分個数のうち約半数は即時行使いただき、残分については当社の株価・市場動向に鑑みながら順次行使を進めていく方針であるとの回答を得られたことから、本資金調達における当社のニーズを充足し得る相手先であると判断し、河口氏を本資金調達の割当予定先に決定いたしました。

(3) 処分予定先の保有方針

処分予定先からは、本新株予約権の行使により取得する当社株式は、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、当社の株価動向、市場への影響を考慮の上、適宜売却することもあり得る旨を口頭にて確認しております。

(4) 処分先の払込に要する財産の存在について確認した内容

当社は、本処分に係る払込及び本新株予約権の行使に要する資金70百万円について、全額は確認できなかったものの、割当予定先である河口氏の預金残高を証する書面の提出を受け、30百万円の財産の存在を確認しております。また、当該30百万円については河口氏の自己資金である旨を同氏より口頭にて確認しております。なお、新株予約権処分予定先の本新株予約権の保有方針は純投資であり、本新株予約権を段階的に行使して取得した当社株式を市場で段階的に売却する旨を確認しております。同社の資金証明金額は30百万円ですが、30百万円以内の金額で行使し市場で売却することを繰り返すことにより、新株予約権の全数行使が可能と考えております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員・大株主と処分予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株

式に関連した株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もございません。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（平成 26 年 9 月 30 日現在）	
株式会社ユーキトラスト	18.79%
日下 賢一郎	7.52%
石田 智子	3.94%
日本証券金融株式会社	2.92%
野村證券株式会社	1.87%
最上 剛	1.72%
北村 福一	1.62%
粟生 典子	1.46%
山岸 民夫	1.29%
株式会社インター	1.28%

(注 1) 当該新株予約権は、行使までは潜在株式として処分予定先に保有されます。その後、処分予定先による新株予約権の行使状況、及び権利行使後の株式保有割合に応じて、大株主及び保有比率の状況が変動いたします。

(注 2) 新株予約権の処分予定先は、新株予約権の行使により交付を受ける当社普通株式について長期保有を方針としていないため、処分後の状況については記載しておりません。

8. 業績への影響の見通し

本新株予約権の処分による平成 27 年 3 月期の業績への影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続きについて

本新株予約権の処分における希薄率は 5.54% であります、「5. 処分の条件の合理性 (2) 処分数量及び株式の希薄化の規模の合理性」のとおり、平成 26 年 10 月 16 日公表の新株式及び新株予約権発行から 6 ヶ月以内であることから、当該新株式の発行及び新株予約権の全行使分 2,165,100 株を合算して希薄率を計算した場合、希薄率が 25% 以上となるため、経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。そこで当社は、当社の独立役員である社外監査役（稲嶺和盛）から、本第三者割当の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、本処分に関する事項（本処分に至る経緯、本処分の目的及び理由、資金調達額、使途及び支出予定時期、処分条件、割当先の選定理由、処分後の株主構成及び持株比率、今後の業績への影響等）について詳細な説明を行いました。その結果、同氏より、本処分の必要性和相当性に関して、平成 26 年 10 月 21 日付にて以下内容の意見書をご提出いただいております。

①本処分の必要性について

当社グループは、平成 14 年 3 月期より前連結会計年度まで継続して当期純損失を計上し、当第 1 四半期連結累計期間においても四半期純損失 44 百万円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業の開拓」及び「財務体質の改善」等の施策を実行し、収益の改善に取り組むことが急務であると認められる。

そうした状況下、当社は平成 25 年 12 月に株式会社上武を子会社化し、株式会社ソーシステムを含めたグループ各社の協力体制により業容の拡大ならびに業績の改善を図っている。また、当社は平成 26 年 10 月 16 日付の取締役会において新規事業の開始、株式会社 D S C（以下「D S C」という。）との資本業務提携及びこれに伴う第三者割当増資を決議しており、今後更なる事業規模の拡大を図ることが期待される。しかしながらその一方で、当社が安定した収益を確保するまでは最低限の運転資金を確保する必要があり、また、そのための資金調達は当社の財務体質を悪化させるものであってはならない。その点本第三者割当は、当社の財務体質改善に資するものであり、より迅速かつ確実な資金調達のために第三者割当を採用して資金調達を行うことは当社の経営基盤強化を図り、業績改善の早期実現の可能性を高めるために必要な判断であるということが出来る。

以上のとおり、本第三者割当を行うことは、当社の早財務体質の改善を図ることを目的とした資金用

途に対する非常に有効な資金調達の手機であると考えられ、ひいては当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと合理的に見込めるものであり、当社にとって本第三者割当は必要なものであったと認められる。

したがって、当社には、本第三者割当により運転資金に必要な資金調達を行う具体的な必要性が認められ、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

②本処分の相当性について

(ア) 本第三者割当の有利発行規制に基づく検討

第三者割当による自己新株予約権の処分には、第三者割当による自己株式の処分に係る有利発行規制(会社法第199条第3項、第201条)に相当する規制は存在せず(同法第238条第1項参照)、本第三者割当について新規に発行される新株予約権の第三者割当と同様の有利発行規制は適用されない。しかし、自己新株予約権の処分による第三者割当に対し有利発行規制が適用されるものと仮定し、本第三者割当が有利発行に該当するか否かを判断することは、既存株主への影響を考慮し、第三者割当の相当性を判断する上で有用であると考えられる。したがって、以下、本第三者割当に対し有利発行規制が適用されるものと仮定し、本第三者割当が有利発行に該当するか否かを検討するが、本第三者割当の処分価額は、独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(以下「東京フィナンシャル・アドバイザーズ」という。)に依頼した算定評価に基づき、1個当たり220円とされており、これは東京フィナンシャル・アドバイザーズによる公正評価額219.4円を上回っていることから、特に有利な金額ではなく、「有利発行」には該当しないと考えられる。また、本第三者割当による新株予約権の行使価額は、平成25年12月の本新株予約権発行時に、独立した第三者算定機関であるエースターコンサルティング株式会社(以下「エースターコンサルティング」という。)により算定されている。本第三者割当の発行及び処分の評価算定結果や発行条件、その他本新株予約権の価値に影響を与える諸条件に鑑みて、その条件設定に特段不合理な点は認められず、エースターコンサルティングの算定が恣意的になされたことと疑わせる事情は認められない。その他、本第三者割当の発行及び処分の違法性に疑義を生じさせる事情は見当たらない。

(イ) 本第三者割当を選択することの相当性

当社の運転資金を調達する方法としては、本第三者割当以外に、借入、社債発行等の方法が考えられる。このうち、借入、社債発行等のデット・ファイナンスについては、当社の財務状況からこれ以上の財務体質を悪化させるものではあってはならず、慎重な判断が求められる。この点に関しては、平成14年3月期から継続して当期純損失を計上している当社にとっては、銀行借入や社債の発行は容易ではないことが認められる。したがって、デット・ファイナンスの選択肢は現実的ではないといえる。次に、公募による新株発行及び新株予約権発行の方法が考えられる。この点、当社は、本第三者割当と併せて、平成26年11月4日に株式会社D S Cに対して当社普通株式900,000個を割り当てる新株発行及び平成26年11月5日に株式会社RICARO JAPAN(以下「RICARO JAPAN」という。)に対して当社新株予約権12,651個(潜在株式数1,265,100個)を割り当てる新株予約権発行を行う予定であるところ、近年の当社普通株式の売買高が伸び悩む傾向にあることから考えると、当該方法による資金調達は上記新株発行及び新株予約権発行に加えて、さらに公募による新株発行又は新株予約権発行の方法で円滑かつ確実な資金調達を行うことは困難な状況であるといえる。このように、他の資金調達方法との比較においては、本第三者割当がもっとも有効かつ確実な資金調達を可能とするのであり、本第三者割当が他の資金調達方法との比較において非代替性及び相当性が認められるというべきであり、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

また、割当予定先の選定にあたっては、当社代表取締役である沼田氏の人脈により候補先の検討及び面談を行い、同時に資産の調査、反社調査などを行ったうえで、当社の事業概要及び財務内容の現状、今後の事業展開及び資金使途について十分理解をし、本第三者割当に賛同してもらえる候補先を本第三者割当の割当予定先に決定したというものであり、割当先の選定について不合理な選定が行われたと推認させる事情は見当たらない。

(ウ) 本第三者割当の処分条件の相当性

本第三者割当の処分価額及び行使価額は、当社は、独立した第三者算定機関による本新株予約権の評価の試算結果を参考に決定している。また、その他本新株予約権の諸条件についても、特段不合理な点は認められず、第三者算定機関による算定が恣意的になされたことと疑わせる事情は認められない。さらに、本新株予約権の処分価額は1株当たり220円とされており、これは第三者算定機関の算定した新株予約権の公正評価額219.4円を上回る価額で新株予約権の処分が行われることから、この点は当社に有利な点と言える。したがって、本新株予約権の処分条件については、その相当性が認められる。

また、当社普通株式の希薄化について、今回の資金調達により全ての株式が発行された場合、本件実施前の発行済株式総数 6,012,700 株の 5.54%、総議決権数は 60,123 個の 5.54%に相当し、株式の希薄化が生じることになる。さらに、当社は、上記のとおり、平成 26 年 10 月 16 日付にて D S C 及び RICARO JAPAN に対して第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の発行を決議しており、本第三者割当は当該別件の第三者割当から 6 ヶ月以内に実施されるものであるため、当該別件の第三者割当により発行される新株式及び新株予約権に係る潜在株式数 2,165,100 株を本新株予約権により処分される株式数 333,000 株と合計すると 2,498,100 株となり、当社の発行済株式総数 6,012,700 株に対して 41.55%、総議決権数 60,123 個に対して 41.55%の希薄化が生じることになる。しかしながら、当社グループは、上述のように継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業の開拓」及び「財務体質の改善」等の施策を実行し、収益の改善に取り組んでいる状況にある。今般の運転資金調達は、当社グループの財務体質強化の施策として有効であり、業績改善の早期実現の可能性を高めるものであり、それにより当社の企業価値・株主価値の向上をもたらし、結果として中長期的な観点からは既存株主が保有している株式の経済的価値は必ずしも毀損するものではなく、むしろ株主価値の向上につながることを期待できると考えられる。また、本第三者割当による資金調達額 70,662,600 円は、上記運転資金を確保する必要性から見て合理的な規模と認められる。これらの点を考慮すると、当社普通株式の希薄化の規模は、本第三者割当の目的及び必要性並びに当社が現状置かれている状況に照らして合理的であるものと認められ、それを覆すに足る特段の事情は認められない。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決 算 期	平成 24 年 3 月 期	平成 25 年 3 月 期	平成 26 年 3 月 期
売 上 高	163,026 千円	187,317 千円	476,706 千円
営 業 利 益	△226,963 千円	△174,493 千円	△159,173 千円
経 常 利 益	△237,980 千円	△186,278 千円	△175,537 千円
当 期 純 利 益	△263,904 千円	△331,949 千円	△181,809 千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	△58 円 12 銭	△67 円 97 銭	△34 円 90 銭
1 株 当 た り 配 当 金	—	—	—
1 株 当 た り 純 資 産	—	152 円 80 銭	133 円 54 銭

(注) 1. 平成 24 年 3 月期の 1 株当たり純資産については、連結会計年度末において連結子会社が存在せず連結貸借対照表を作成していないため、記載しておりません。

2. 当社は、平成 26 年 2 月 1 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、平成 24 年 3 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産を算出しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	6,012,700 株	100%
現時点の転換価格（行使価額）における潜在株式数	333,000 株	5.54%
下限値の転換価格（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価格（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成 24 年 3 月 期	平成 25 年 3 月 期	平成 26 年 3 月 期
始 値	126 円	136 円	141 円
高 値	364 円	250 円	323 円
安 値	96 円	86 円	141 円
終 値	131 円	141 円	193 円

(注) 1. 当社は、平成 26 年 2 月 1 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、平成 24 年 3 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、分割前の株価を算出しております。

②最近 6 ヶ月の状況

	平成 26 年 4 月	平成 26 年 5 月	平成 26 年 6 月	平成 26 年 7 月	平成 26 年 8 月	平成 26 年 9 月
始 値	193 円	172 円	168 円	204 円	198 円	183 円
高 値	199 円	178 円	206 円	228 円	201 円	252 円
安 値	156 円	142 円	156 円	180 円	180 円	183 円
終 値	169 円	163 円	204 円	206 円	184 円	223 円

③発行決議日の直前営業日における株価

	平成 26 年 10 月 21 日
始 値	216 円
高 値	220 円
安 値	213 円
終 値	215 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当増資（新株式発行）

払込期日	平成 24 年 4 月 17 日
調達資金の額	103,600,000 円
発行価額	1 株につき 12,950 円
募集時における発行済株式数	41,187 株
当該募集による発行株式数	普通株式 8,000 株
募集後における発行済株式数	49,187 株
割当先	株式会社ソリトンシステムズ
発行時における当初の資金使途	研究開発費（医用画像システムのネットワーク化への対応、組込画像表示機器への対応等）
発行時における支出予定時期	平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月
現時点における充当状況	全額充当済

②第三者割当による新株式の発行

払込期日	平成 25 年 12 月 25 日
調達資金の額	229,740,000 円
発行価額	1 株につき 21,000 円
募集時における発行済株式数	49,187 株
当該募集による発行株式数	普通株式 10,940 株
募集後における発行済株式数	60,127 株
割当先	株式会社インター 2,380 株 TY インキュベーション合同会社 2,380 株 株式会社フードドレス 2,380 株 清水和彦 2,380 株 N. D. C. INVESTMENT PTE. LTD. 1,420 株
発行時における当初の資金使途	株式会社上武 株式取得資金、運転資金
発行時における支出予定時期	平成 25 年 12 月～平成 27 年 12 月
現時点における充当状況	全額充当済

③第三者割当による第1回新株予約権の発行

申込期日	平成25年12月25日
調達資金の額	70,829,100円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額：899,100円 新株予約権の行使による調達額：69,930,000円
発行価額	新株予約権1個につき270円
募集時における発行済株式数	60,127株
当該募集による潜在株式数	330,000株
現時点における行使状況	0個
現時点における潜在株式数	330,000株
割当先	N. D. C. INVESTMENT PTE. LTD.
発行時における当初の資金使途	運転資金
発行時における支出予定時期	平成25年12月～平成27年12月
現時点における充当状況	当該新株予約権は、平成26年8月22日付で当社が全部を取得しております。

④第三者割当による新株式の発行

払込期日	平成26年11月4日
調達資金の額	200,700,000円
発行価額	1株につき223円
募集時における発行済株式数	6,012,700株
当該募集による発行株式数	普通株式900,000株
募集後における発行済株式数	6,912,700株
割当先	株式会社D S C 900,000株
発行時における当初の資金使途	株式会社D S C 株式取得資金 200.7百万円
発行時における支出予定時期	平成26年11月
現時点における充当状況	払込期日前のため充当なし

⑤第三者割当による第2回新株予約権の発行

申込期日	平成26年11月5日
調達資金の額	282,749,850円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額：3,162,750円 新株予約権の行使による調達額：279,587,100円
発行価額	新株予約権1個につき250円
募集時における発行済株式数	6,012,700株
当該募集による潜在株式数	1,265,100株
現時点における行使状況	0個
現時点における潜在株式数	1,265,100株
割当先	株式会社RICARO JAPAN
発行時における当初の資金使途	株式会社D S C 株式取得資金 0.3百万円 運転資金 271.3百万円
発行時における支出予定時期	平成26年11月～平成27年10月
現時点における充当状況	払込期日前のため充当なし

(別紙) 新株予約権発行要項

平成 25 年 12 月 9 日にお知らせしております、「第三者割当による新株式発行及び第 1 回新株予約権発行に関するお知らせ」における、「第 1 回新株予約権 発行要項」は以下の通りです。

リアルビジョン株式会社 第 1 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の目的となる株式の種類 株式会社リアルビジョン 普通株式
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 70,739,190 円
3. 申込期間 平成 25 年 12 月 25 日
4. 割当日及び払込期日 平成 25 年 12 月 25 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を N. D. C INBESTMENT PTE. LTD. に割り当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式 3,330 株とする。(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は 1 株とする。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」第 3 項の規定に従って行使価額(同第 2 項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第 3 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{株式割当} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価格}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記「新株予約権の行使時の払込金額」第 3 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」第 3 項の規定に従って行使価額(同第 2 項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第 3 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式 1 株当たりの価額(以下「行使価額」という。)は、21,000 円とする。但し行使価額は第 3 項の定めるところに従い調整されるものとする。

(3) 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号及び第(5)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行普通株式数} + \left(\frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \right)}{\text{調整後行使価額}}$$

[既発行株式数+割当普通株式数]

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
 - ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
 - ⑤ 本項(2)号①から④までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号①から④にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) その他
- ① 行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の(株)東京証券取引所マザーズ市場(取引所金融商品市場の統合、

再編があった場合の統合された後の取引所金融商品市場を含む。)における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

8. 本新株予約権1個あたりの払込金額 金 270 円

9. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」欄記載の対象株式数で除した数とする。

(2) 新株予約権の行使により株式発行の場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

10. 本新株予約権の行使期間

平成25年12月25日から平成27年12月24日までとする。ただし、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

11. 本新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

(1) 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社リアルビジョン 管理部

(2) 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません

(3) 新株予約権の行使請求の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜駅前支店 神奈川県横浜市西区北幸1-1 1-20

12. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。また、本新株予約権の一部行使はできない。

13. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法273条第2項及び第274条第3項)の規定に従って、当取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権1個当たり金270円の価額で残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができる。

以 上